

平成28年2月8日  
山梨県消防学校

## 消防職員特別教育玉掛け技能 講習を実施しています



本課程は、つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーン等による玉掛作業に従事する資格を取得するための教育訓練であり、厚生労働省が定める「玉掛け技能講習規程」（昭和47年労働省告示第119号）に基づき実施するものです。

- 1 日時  
平成28年2月8日（月）から10日（水）までの3日間
- 2 訓練場所  
山梨県消防学校（中央市今福1029番地1）
- 3 訓練内容
  - （1）クレーン等に関する知識
  - （2）クレーン等の玉掛の方法
  - （3）力学に関する知識
  - （4）関係法令
  - （5）クレーン等の玉掛の方法、合図
  - （6）クレーン等の運転のための合図
  - （7）クレーン等の玉掛け
  - （8）修了試験（学科、実技）
- 4 入校者  
10消防本部 23人



問い合わせ先  
山梨県消防学校 教務スタッフ  
055-273-4078